

第1章

総則

- 1 介護保険の関係法令・・・2
- 2 条例の性格・・・・・・・・・・4

1 介護保険の関係法令

(1) 介護保険法

| 法律 | 施行令 | 規則 |
|------------------------|----------------------------|-------------------------------------|
| 介護保険法 (平成9年法律第123号) | 介護保険法施行令 (平成10年政令第412号) | 介護保険法施行規則 (平成11年3月31日厚生労働省令第36号) |

介護保険法 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(介護保険)

第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。

- 2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。
- 3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。
- 4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。

(2) 国

| サービス種別 | 基準（省令） | 基準について（解釈通知） |
|---------------|--|--|
| 地域密着型サービス | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 （平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号） | 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について （平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号） |
| 介護予防地域密着型サービス | 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 （平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 36 号） | |
| 居宅介護支援 | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 （平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号） | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について 平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号) |

※基準の遵守にあたっては、上記の「基準」等の他に、厚生労働省関係通知、介護サービス関係 Q&A も併せてご確認ください。

(3) 町田市

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）等に基づき、国が一律に定めていた指定基準を市が独自に条例などで規定することになり、町田市では、国の基準（省令）を条例として定めています（総合事業は要領として定めています）。

| サービス種別 | 省令 | 手引き上の表記 |
|---------------|--|---------|
| 地域密着型サービス | 町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 （平成 24 年 12 月 26 日条例第 53 号） | 密着条例 |
| 介護予防地域密着型サービス | 町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 （平成 24 年 12 月 26 日条例第 54 号） | 密着予防条例 |
| 居宅介護支援 | 町田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例 （平成 30 年 3 月 29 日条例第 6 号） | 居宅条例 |

| | | |
|-----------------|--|--------|
| 総合事業 (訪問・通所) | 町田市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要領 (2021年4月1日施行) | 総合事業要領 |
|-----------------|--|--------|

2 条例の性格

(1) 条例（事業の人員・設備・運営の基準）

- ・ 各サービスを行うにあたって、その目的を達成するために必要最低限度の基準を定めたものです。
- ・ 各サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。

(2) 各サービスを行う者又は行おうとするものが満たすべき基準等を満たさない場合

- ・ 指定又は更新を受けられません。
- ・ すでに指定を受けている事業所が基準を満たさなくなった場合、事業の休止又は廃止が必要です。一時的に満たさなくて良いという猶予期間はありません。